

第74回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和4年1月21日(金) 開会15時00分 閉会17時07分

場 所 吹田市役所 低層棟3階 研修室

案 件

1 諮問案件

(1) 電子申込システム機能追加に伴う新たな電子計算機処理及び実施機関以外のものとの電子計算機の結合に係る個人情報の保護について(継続審議分) 【行政経営部 情報政策室】

(2) 申請管理システム構築業務に伴う新たな電子計算機処理に係る個人情報の保護について 【行政経営部 情報政策室】

(3) 留守家庭児童育成室運営支援システム導入に係る個人情報の保護について 【地域教育部 放課後子ども育成室】

(※諮問案件(3)については、予定時間超過のため、次回審議となった。)

2 その他

<委員>

出席：(会長) 畠田 健治 (副会長) 河野 和宏
塩路 裕子 瀧澤 廣成 中西 清美 平山 雄一 廣瀬 恵美子
宮前 正利 宮本 修
欠席：坂元 耕兵 豊永 泰雄

<実施機関(説明者)>

案件(1)：情報政策室 (参事) 武井 祐二 (主幹) 濱田 周一 (主任) 山本 佳奈
税制課 (課長代理) 藤本 彰子 (主任) 福沢 鈴香
資産税課 (参事) 伊東 かおり

案件(2)：情報政策室 (参事) 竹原 敦史 (主査) 松本 恵介 (係員) 榊 脩司
高齢福祉室 (主幹) 利光 伸吾 (主査) 久永 和子 (主任) 柳町 和男
子育て給付課 (課長代理) 吉澤 俊樹

案件(3)：放課後子ども育成室 (参事) 国本 光弘 (主査) 阪口 季三夫
(主任) 山本 忠明

<事務局>

市民部 (部長) 高田 徳也
市民総務室 (室長) 中川 久一 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫

<傍聴者>

無し

諮問案件 1 電子申込システム機能追加に伴う新たな電子計算機処理及び実施機関以外のものとの電子計算機の結合に係る個人情報の保護について
(継続審議分) 【行政経営部 情報政策室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

電子申込システム運用業務

(2) 概要

ア 目的

吹田市では、市民や事業者からの簡易な電子申請（講座申込や水道の閉開栓など）を扱うシステムとして「電子申込システム」を運用していますが、本システムにて、電子決済機能を追加し、金銭のやり取りが発生する手続についてオンラインでの決済（クレジット決済、PayPay 等ウォレット決済）を可能とします。

また、当該機能追加に伴い本人確認書類等の取扱いを開始します。

イ 効果

既存の電子申込システムに電子決済機能を導入することで、金銭の取扱が必要な手続についても、利用者が来庁することなく申請手続を行うことが可能となります。

(3) 諮問理由

既存の電子申込システムに電子決済機能を追加することにより実施機関以外と新たに接続を行うため。

また、電子決済機能を追加することにより当初想定していなかった本人確認書類等の取扱いを開始するため。

2 議事要旨（委員からの質問）

～実施機関は先の審議会における委員からの意見を受け、新たに用意した追加説明資料に

基づき説明～

委員： 前回の審議では、決済代行業者の情報や他市での導入状況について十分な説明がなかったため継続審議になったと認識している。改めて、それらについて説明してほしい。

実施機関： 決済代行業者のセキュリティ認証状況については、本市セキュリティポリシーで設けている条件をクリアしているものです。他市での導入状況については、ふるさと納税サイトにおける決済サービスとして全国 1,121 自治体で利用されています。また、電子申込システムのような住民申請サービスについても、件数は非公表ですが、実績はあるとのこと。

委員： 電子申込システムを使う手続きと、各手続きで取り扱うデータ項目については、情報漏えいなどに備えて情報政策室で把握・管理しているのか。万一、情報漏えいなどが発生した場合、電子申込システムが稼働していればシステム上でデータ項目を確認できるが、同システムを停止させなければならない事態となれば、別途各手続きでどういうデータを取り扱っているのか管理しておく必要があると思うが、そういう整理はできているのか。

実施機関： 各担当室課において、電子申込システムによる手続きを利用開始する際には、情報政策室に申請する必要があり、そこで一定把握しています。

電子申込システムでの情報漏えいは、システム運用事業者の高いセキュリティ対策のおかげもあり、これまでそうした事例はありません。万一、そうした事例が発生した場合は、どういった形で漏えいしたか、サーバの痕跡などをたどりながらどういったデータが漏えいしたか、その影響範囲をシステム運用事業者と本市と協力して確認していくことになると思います。情報漏えいが起こった際に、定型的に漏れた情報が直ちに把握できるという仕組みはありませんが、状況に応じて必要な対応ができる体制はとれています。

委員： 情報政策室での一元的な管理は、今後も予定していないのか。

実施機関： 現時点では予定していませんが、必要に応じて見直していきたいと思います。

委員： 決済代行事業者を選定した理由を説明してほしい。

実施機関： 決済代行事業者自体は多数ありますが、選定する基準としてはセキュリティの認証取得状況を見ています。その中でも国際基準の ISMS 適合性評価制度の認証取得状況を最重要視しています。プライバシーマークも基準のひとつではありますが、ISMS 適合性評価制度に比べると認証を取得しやすいものとなります。

委員： ISMS 適合性評価制度の認証を取得している事業者も複数あると思うが、その中から今回の事業者を選定した理由は何か。

実施機関： 電子申込システムに電子決済機能を追加するにあたり、同システムの開発・運用会社により、いくつかの決済代行事業者のリストが提示されており、その中から選定することになります。そのリストから本市が求める多様な決済サービスを提供できる事業者を抽出し、かつ、セキュリティ要件を確認したうえで選定しています。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。情報漏えいについては、万全な対策を取るよう要望する。

1 諮問内容

(1) 対象業務

ぴったりサービス 申請管理システム構築業務

(2) 概要

ア 目的

申請管理システムは、マイナンバーカードを利用した行政手続きのオンライン申請サービス（ぴったりサービス）で市民が申請を行う際の入力データを庁内ネットワーク（マイナンバー利用事務系）へ連携するシステムです。行政手続きのオンライン化による行政手続きの利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を目的としています。

イ 効果

行政運営の簡素化・効率化を実現できます。将来的に基幹系システムとのデータ連携が可能になれば、申請者の個人特定の自動化や、申請情報と基幹系システムの保持情報との突合が自動化されるなど職員の負担軽減や業務の正確性向上が図れます。

具体的には、現在稼働している電子申込システムから基幹システムへデータを格納する場合、職員及びシステム運用者の手作業が必要です。以後、「ぴったりサービス」から申請管理システムへ自動でデータ連携するため、手作業の量を軽減できます。

(3) 諮問理由

今回の業務が、「ぴったりサービス」からの申請情報を庁内ネットワークに取り込み、新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第 12 条及び第 13 条により、審議会の意見を聴かなければならないため。

2 議事要旨（委員からの質問）

委員： 市民が各種申請を行う場合の申請方法は、紙ベースの申請では、（１）ホームページから様式をダウンロードできる申請、（２）ホームページから様式をダウンロードできない申請、電子申請では、（１）国が運営する「ぴったりサービス」による申請、（２）簡易な申請を扱う「電子申込システム」による申請、（３）保育施設利用等申込システムなどの「独自構築の申請システム」による申請、（４）申請から交付まで完結する「マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等における証明書等自動交付システム」による申請という理解でよいか。

実施機関： 申請方法の整理につきましては、概ねご認識のとおりです。電子申請につきまして、各システムが扱う行政手続きについては、ぴったりサービスでは、（１）国がぴったりサービスの利用を推奨する手続き、（２）（１）以外の行政手続きのうち、ぴったりサ

ービスで機能を満たせる手続き、電子申込システムでは、(1)ぴったりサービスでは実現し切れない機能を要求する手続き、(2) キャッシュレス決済が必要となる手続き、(3) 一般的なイベント申込手続きなどを想定しています。

委員： 情報政策室での申請方法別の一元的な管理について、説明してほしい。

実施機関： 情報政策室では紙による申請及び電子申請のすべてを一元管理することはしておりません。

紙による申請については、各業務担当室課にて申請書類等の管理をしております。法令等に規定される保存年限に従って保存、廃棄を行っています。

電子申請については、各業務システムが保有するデータベースにて情報を管理しています。

委員： ぴったりサービスを利用する業務が増えてきた場合、そこで取り扱うデータについて、情報政策室が管理を行うことになるのか。

実施機関： 現状の運用では、各担当室課に任せることになります。

委員： では、取り扱う情報は各担当室課から上げていくことになるのか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： ぴったりサービスを使う業務及びその業務で取り扱うデータを整理し、運用してほしい。

実施機関： 情報政策室としまして、申請管理システムにより入口のところを担いますので、その仕様変更等がありましたら業務担当と連携していくことになります。

委員： 取り扱う情報は、従前から紙情報としては取り扱っているのか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 本システムを導入することによる効果を詳しく説明してほしい。

実施機関： LGWAN 接続系のネットワークから、児童手当システムや介護システムなどの基幹系システムがあるマイナンバー利用事務系のネットワークへデータを移行する際、現行であれば職員に移行権限がないため、情報政策室にいるシステム運用者を介して移行していますが、本システムを導入することにより自動化されることになります。

委員： ぴったりサービスは、どういうサービスか説明してほしい。

実施機関： 子育てに関する手続きをはじめとした、さまざまな申請や届出を検索し、その詳細を確認のうえ、申請することができます。

委員： ぴったりサービスを利用する業務に妊娠の届出があるが、これは、子育てに関する各種手当などを受けるにあたってのベースになる届出なのか。

実施機関： 届け出ることにより、母子手帳が発行されます。

委員： 妊娠の届出はあるが、出産の届出はないのか。

実施機関： 現状では出生届は窓口での手続きになっています。

委員： 本案件は、諮問内容に条例第 12 条第 2 項は含まれているのか。

実施機関： 今回取扱う個人情報に社会的差別の原因となる事項が含まれるかどうか確信が持てなかったため、今回は第2項には該当しないと考えています。

委員： 私は、障がい関係の情報等は条例第12条第2項に該当すると思う。こうした情報を取扱うのであれば、その必要性と本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないという説明がなければ、取扱いを認めることはできない。

実施機関： 認識誤りがありました。今回取扱う個人情報には、障がいに関する情報や病歴に関する情報が含まれているため、条例第12条第2項に該当します。

これまで手作業で行ってきた事務を自動化できるメリットがあり、かつ従来から紙ベースでは取り扱ってきた情報であり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれはないものと考えます。また、セキュリティ面でも DMZ の配置や三層構造によるセキュリティ対策などを講じています。

委員： 現状のぴったりサービスは、電子申込システムへのリンクとして活用しているとあるが、電子申込システムでは、本システムで取扱う情報を既に取扱っているのか。

実施機関： 一部の業務に関するものは取り扱っています。ただし、申請書の画像データとして、取り扱っています。

委員： CSV ファイルなどでは取り扱っていないのか。

実施機関： おっしゃるとおりです。

委員： DMS は非武装地帯という意味なので、ウェブサーバやホームページサーバなど、外部から攻撃を受けても問題ないようなところに置くものと認識している。そうすると、DMZ 側にあるサーバから内部にアクセスすることは禁止されることになると思うが、システムの概要図では、DMZ を通して内部に入ってくるので、例えば連携サーバを乗っ取られたらマイナンバー利用事務系に入ってしまうのではないかと。

実施機関： 連携サーバは、いわゆるプロキシサーバと言われるものです。申請管理システムと連携サーバの連携方式については、国からいくつか提示されています。HTTP を使ってプロキシサーバを経由するか、ファイル形式で取りに行くか。ここは各自治体に委ねられています。

委員： 今の説明であれば、プロキシサーバを経由したシステムという説明の方が正確だったように思う。

3 委員間協議・裁決

実施機関に対し、要配慮個人情報を取扱う必要性や、ネットワーク間（マイナンバー利用事務系と LGWAN）の連携の取扱い等について、改めて追加資料を求め、再審議を行う。